3　前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　略］

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条　［略］

2　前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［略］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条　信用協同組合等は、法第四条の三第二項（法第四条の六第三項で準用する場合を含む。）ただし書の規定による基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　略］

（事業報告の監事監査報告の通知期限）

第二十一条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

3　前二項の規定は、法第四条の四第五項において準用する法第四条の二第四項ただし書の規定による認可（信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった業務高度化等会社の議決権について、引き続きその基準議決権数を超えて保有することについての認可に限る。）について準用する。

［4・5　同上］

（法第四条の三第一項等の規定が適用されないこととなる事由）

第七条　［同上］

2　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3　［同上］

（基準議決権数を超えて議決権を保有することについての承認の申請）

第八条　［同上］

［一～三　同上］

四　その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

［2・3　同上］

（事業報告の監事監査報告の通知期限）

第二十一条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十三条　監事（特定信用協同組合等（法第五条の八第三項に規定する特定信用協同組合等をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　略］

2　［略］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第二十四条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［略］

2　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十三条　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　同上］

2　［同上］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第二十四条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（特定信用協同組合等における計算関係書類の監査）

第二十五条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該特定信用協同組合等の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあっては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）